

2長第569号
令和2年10月16日

各社会福祉施設管理者 様

愛媛県保健福祉部長

えひめ福祉支援ネットワークの運用について（通知）

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

県及び松山市では、新型コロナウイルス感染者発生時の職員不足を解消し福祉サービス提供を継続するため、感染者発生施設等に応援職員の派遣が可能な協力法人等の名簿を作成し、行政が派遣調整を行う『えひめ福祉支援ネットワーク』（E-WEL ネット）を構築したところですが、この度ネットワークが円滑に機能するよう、別添のとおり、各種支援体制を整えましたので、御連絡いたします。

つきましては、別添の内容及び別紙フロー図を御確認いただき、自施設で感染者が発生し応援職員の派遣を希望する場合、または応援職員の派遣を依頼された場合の手続き等について把握いただくとともに、感染者が発生した場合を想定し、事前に準備・検討をいただきますようお願いいたします。

【担当課】

（救護施設関係）

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

（児童養護施設等関係）

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

（障がい福祉施設関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

1. 「出向契約書」のひな型について

応援職員の派遣を行う場合、派遣元と派遣先の法人間で締結していただく契約書のひな型を作成しました。

労働者派遣法の関係上、派遣元が労働者派遣事業許可を要する「派遣契約」ではなく、「出向契約」となります（愛媛労働局と協議済み）。

契約書の内容を修正する際は、法人間で協議の下、両者合意の上締結していただくこととなりますので、現段階で貴法人が希望する内容や追加・削除等を行いたい項目については検討しておいてください。

2. 「E-WEL ネット」活用時の手続きについて

① 応援職員派遣協議書（様式1）

新型コロナウイルス感染者発生等により応援職員の派遣を希望する施設（以下「派遣先施設」という。）の運営法人は、「応援職員派遣協議書（様式1）」により、県（派遣先施設が松山市所在の場合は、「松山市」と読み替える。以下同じ）の所管課に応援職員派遣の協議を行ってください。

県は本書に基づき、登録法人の中から候補者を選定し、打診します。登録法人及び職員から承諾が得られれば、派遣先施設の運営法人に連絡の上、応援職員を派遣する施設（以下「派遣元施設」という。）の運営法人と直接協議を行っていただくこととなります。

なお、感染者発生時に備え、事前に記入可能な項目（網掛け部分）については、予めご検討の上、ご記入いただきますようお願いいたします。

② 応援職員派遣受入決定報告書（様式2）

法人間での協議が整い、上記出向契約書を締結したら、派遣先施設の運営法人は「応援職員派遣受入決定報告書（様式2）」を県に提出してください。

提出の際には、出向契約書の写しを添付していただきますようお願いいたします。

県は本書を基に、傷害保険（後述）等の手続きを行います。

③ 応援職員派遣受入実績報告書（様式3）

派遣先施設の運営法人は、応援職員の派遣が終了したら、速やかに「応援職員派遣受入実績報告書（様式3）」を県に提出してください。

県は本書を基に、傷害保険や協力金支給（後述）等の手続きを行います。

3. 応援職員の傷害保険の加入について

派遣を行う応援職員について、派遣先施設での業務中における怪我や新型コロナウイルス感染等に対応するため、県が契約者となり傷害保険に加入します。

応援期間中に該当事由が発生した場合は、応援職員が保険会社に対し、保険金の支払いを請求することができます。

なお、保険の内容は以下のとおりです。

○保険の内容

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 死亡・後遺障害 | 10,000,000円 |
| 入院（日額） | 10,000円 |

※医師の指示による宿泊施設又は自宅での療養を含む。

通院（日額） 3,000円

（2）感染症補償特約あり ※新型コロナウイルス感染症を対象を含む。

○保険対象：えひめ福祉支援ネットワークにより派遣される応援職員

※同一法人内での応援は対象外です。

○保険期間：派遣を開始した日から1カ月間（必要に応じ延長も可能）

○保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（契約手続き中）

4. 宿泊施設の確保について

県では、応援職員の派遣期間中の宿泊施設の確保について、県内複数の宿泊施設と協議を行っております。一部施設については既に協力の承諾をいただき、協定書を締結したところですので、感染者発生時に自法人で宿泊施設の確保が困難な場合は、県にご相談ください。

今後、県内各地に協力施設を増やしていく予定ですが、派遣先施設の所在地や宿泊施設の空室状況によって、必ずしもご要望にお応えできるとは限りませんので、各施設においても宿泊施設の確保、施設・職員寮の空き部屋や休止する併設事業所のスペース活用等について、検討をお願いします。

5. 協力金の創設

強い使命感を持って、応援職員の派遣を行っていただいた法人等に対し、以下のとおり県から協力金を支給します。派遣期間終了後に協力金の申請を行っていただくこととなります。

なお、申請要領等は別途お示しします。

① 100,000円／感染者発生施設に応援職員を派遣した法人（Aタイプ）

② 30,000円／Aタイプ法人施設等に応援職員を派遣した法人（Bタイプ）または協力事業所

※同一法人内での応援は対象外です。

※応援職員の人数に関わらず、一律上記の金額を支給します。ただし、別途、別法人の施設にも応援職員を派遣した場合は、再度申請可能です。

6. その他

- ・感染者発生時に必要となる応援職員の旅費・宿泊費・危険手当等のかかりまし経費については、既に通知しておりますサービスの継続支援及び連携支援に係る補助金により支援を行います。詳細は、担当各課にお問い合わせください。
- ・派遣期間中の応援職員に係る労働者災害補償保険については、派遣先施設の負担となりますので、ご注意ください。翌年6月の保険料申告時に、派遣元施設・派遣先施設の双方の労災保険料を調整します。詳細は、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。
- ・応援職員は使命感により派遣先施設の業務に従事されます。よって、派遣先施設は、勤務中応援職員的心情に十分配慮するとともに、安全かつ円滑に業務に従事してもらえよう、現時点から応援職員受入を想定した準備を進めておいてください。